

第3期 大間町地域福祉計画

令和6年3月
大間町

はじめに

近年少子高齢化や人口減少が進行する中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり社会情勢の変化や生活様式の変化により、地域コミュニティの希薄化、子育てに対する不安、ひきこもりなどによる社会からの孤立、生活困窮など地域生活課題が複合化・複雑化しています。例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある50代の子が同居することによる問題(8050問題)や介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。



このような、人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が地域課題を自分たちのこととして捉え解決しながら、自分らしく生きていけるように地域住民等が支え合い、一人ひとりが生きがいを見つけ、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められます。

この度、地域住民や地域の多様な主体が、知恵と力を出し合い、地域を共に創っていく地域共生社会の実現に向け、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とした「第3期 大間町地域福祉計画」を策定いたしました。

現在の大間町の状況を踏まえ、地域における課題に対する各種支援や、これまで以上に町民の皆さま、関係団体などと連携を図り、本町の地域福祉をより推進するために力を尽くしてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見等をいただいた本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、また、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

大間町長 野崎尚文

目 次

第1章 大間町地域福祉計画とは	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
(1) 社会的背景・目的	3
(2) 地域共生社会の実現	4
2 地域福祉に関して	5
3 計画の位置づけ	6
(1) 法的位置づけ	6
(2) 大間町における地域福祉計画の位置づけ	7
(3) SDGsの理念	8
4 計画の期間	8
第2章 大間町の地域特性	11
1 人口の状況	11
2 生活課題を抱く人たち	12
(1) 子育て世帯をめぐる状況	12
(2) 障がい者をめぐる状況	13
(3) 高齢者をめぐる状況	14
(4) 生活保護をめぐる状況	15
3 アンケート調査からみる状況	16
(1) 回答者の属性	16
(2) 近所づきあいについて	16
(3) 災害時の対応について	16
(4) 悩みや心配ごとの相談について	16
(5) 情報の入手先について	16
(6) 地域活動やボランティア活動について	17
(7) 福祉施策全般について	17
4 第2期地域福祉計画実施状況の評価	18
(1) 取り組みの達成状況	18
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 めざすべきまちの姿	23
2 施策目標	23
3 重層的支援体制整備に関して	25
(1) 社会の現状と課題	25
(2) 各事業の基本的な考え方	26
4 計画の体系図	27
第4章 地域福祉施策の展開	31
施策目標 1 丸ごと解決・おおま～地域共生のまち～	31
取組 1 制度の狭間問題への対応	31
取組 2 居住に課題を抱える世帯等への横断的な支援	32
取組 3 就労に困難を抱える世帯等への横断的な支援	32
取組 4 生活困窮者への横断的な支援	33
取組 5 自殺対策への効果的な支援	33
取組 6 高齢者や障がいのあるかた、子どもに対する統一的な虐待への対応	34

取組 7	地域づくりの観点を踏まえた権利擁護	34
取組 8	犯罪を犯した人たちへの社会復帰支援	35
施策目標 2	ささえあい・おおま～ともに創るまち～	36
取組 1	あいさつ、声かけの推進	36
取組 2	地域団体の活性化	36
取組 3	ボランティアの育成・支援	37
取組 4	権利擁護の推進	37
取組 5	ほのぼの交流協力員事業	38
取組 6	こどもほのぼの交流協力員事業	38
施策目標 3	ぬくもり・おおま～チームケアのまち～	39
取組 1	医療・保健・福祉サービスの提供体制の充実	39
取組 2	高齢者へのきめ細やかなケアマネジメントの推進	40
取組 3	障がいのあるかたへのきめ細やかなケアマネジメントの推進	40
取組 4	障がいのあるお子さんへの教育支援計画の作成・推進	41
取組 5	障がいのあるかたの一般雇用の促進	41
取組 6	健康増進事業の推進	42
取組 7	地域ぐるみの子育て支援の推進	42
取組 8	ひとり親家庭の就労の促進	43
取組 9	福祉的交流の機会の拡充	43
取組 10	食育の推進	44
施策目標 4	まなびあい・おおま～地域で育むまち～	45
取組 1	家庭・学校・地域が連携した福祉教育の推進	45
取組 2	地域住民への福祉教育の推進	45
取組 3	不登校・いじめ等対策の推進	46
取組 4	特別支援教育の推進	46
施策目標 5	あんしん・おおま～地域ぐるみで安心のまち～	47
取組 1	自主防災活動の促進	47
取組 2	災害時要援護者台帳整備と個別支援計画の普及	48
取組 3	情報通信基盤の整備促進	48
取組 4	自主防犯活動の促進	49
取組 5	地域ぐるみの交通安全の促進	49
取組 6	公共交通の維持・確保	50
取組 7	道路やヘリコプター発着場の整備促進	50
第5章	成年後見制度利用促進基本計画	53
1	計画策定の背景と趣旨	53
2	成年後見制度とは	53
3	計画の性格と法的位置づけ	53
4	計画の期間	53
5	計画の進行管理及び点検	54
6	基本的な考え方	54
7	大間町における成年後見制度利用に関する状況	55
8	具体的な取組・施策	55
(1)	成年後見制度の理解促進	55
(2)	安心して利用できる成年後見制度の運用	56
(3)	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	57

第6章 地方再犯防止推進計画	61
1 計画策定の背景と趣旨	61
2 計画の性格と法的位置づけ等	61
3 再犯防止施策の対象者	61
4 計画の期間	61
5 犯罪情勢等について	62
(1) 全国の刑法犯認知件数の推移	62
(2) 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	62
6 現状と課題	62
7 取り組みの方向性	63
(1) 国の取り組み	63
(2) 町として取り組む施策	63
第7章 計画の推進と進行管理	67
1 啓発・広報の推進	67
2 協働による計画の推進	67
3 各主体における役割と連携	67
(1) 町民の役割	67
(2) 地域活動団体の役割	67
(3) 福祉サービス事業者の役割	67
(4) 社会福祉協議会の役割	68
(5) 町の役割	68
4 計画の進行管理・評価	68

第1章 大間町地域福祉計画とは

第1章 大間町地域福祉計画とは

1 計画策定の背景と趣旨

(1)社会的背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がい者、子どもなどを含めた世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、平成 28 年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指す方向性が示されました。

そして、平成 30 年4月に施行された社会福祉法等の改正において、「市町村による地域住民と行政等の協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野に係る共通事項を記載した地域福祉計画の策定」の努力義務化、「共生型サービス」の創設等が定められるとともに、令和3年4月に施行された社会福祉法等の改正において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「市町村の包括的な支援体制の構築の支援」等が定められ、新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

このたびの計画策定は、平成 30 年度に策定した「第2期大間町地域福祉計画」が令和5年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第2期大間町地域福祉計画」の進捗状況の評価を行い「第3期大間町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

(2)地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会の事です。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

大間町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「大間町第3期地域福祉計画」は、大間町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会」の実現に向けた主な動向		
平成 28 年	6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成 29 年	6 月	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布 (平成 30 年 4 月施行)
	9 月	地域力強化検討会 (地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会) 最終とりまとめ
	12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知 (策定ガイドライン) の発出
平成 30 年	4 月	改正社会福祉法の施行
令和 2 年	6 月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和 3 年	3 月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正を通知 「重層的支援体制整備事業」の創設に合わせた策定ガイドラインの改定
	4 月	改正社会福祉法の施行 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改正

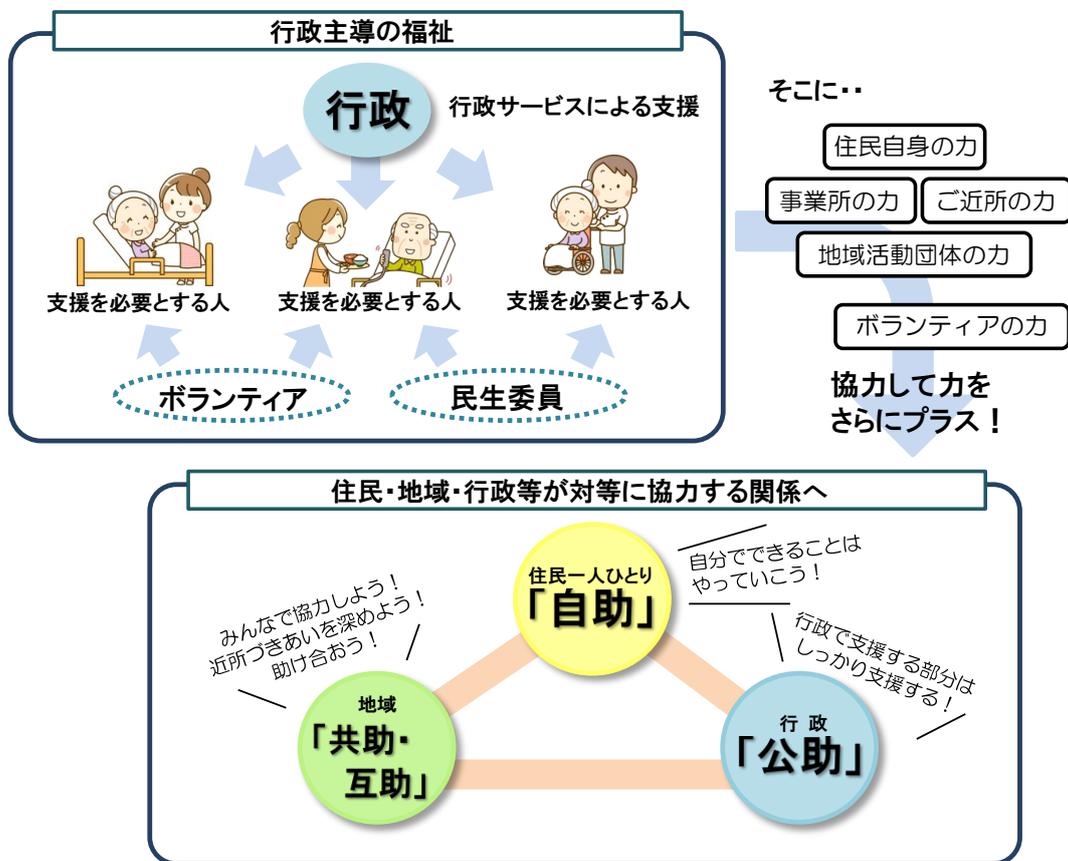
2 地域福祉に関して

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

地域福祉の考え方



自助とは……個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分です)

共助・互助とは…地域社会における相互扶助

(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは……公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供

(行政でなければできないことは、行政がしっかりと)

3 計画の位置づけ

(1)法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（ 地域福祉の推進 ）

- 第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

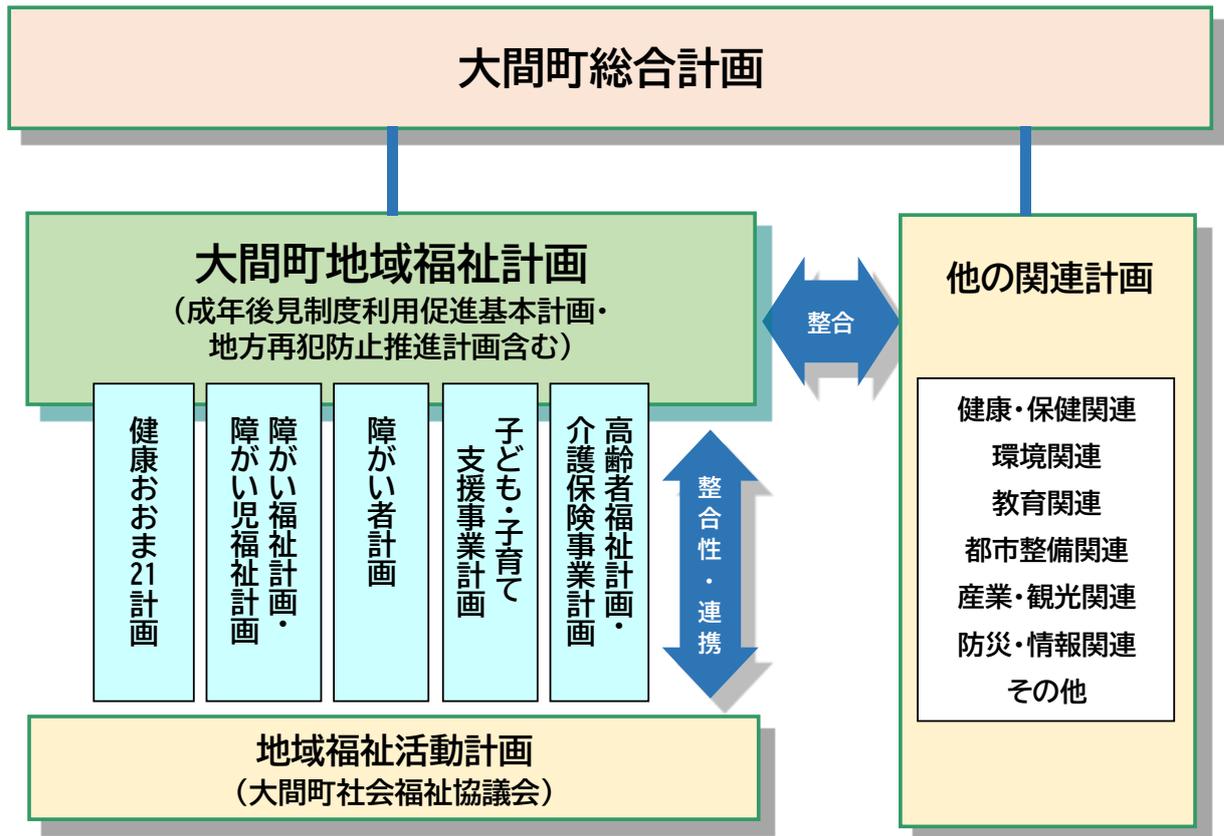
（ 市町村地域福祉計画 ）

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)大間町における地域福祉計画の位置づけ

「大間町地域福祉計画」は、「大間町総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい者福祉等、他の福祉分野における行政計画(老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画)等との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

なお、本計画の一部に、成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を含みます。



(3)SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和 10 年度までの5年間とします。

なお、毎年の方策の進捗管理・評価に加え、中間年の令和8年度に中間評価を行います。

	令和 元年度	~	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	~	令和 15 年度
第2期	計画期間										
第3期		見直し	計画期間								
第4期								見直し	計画期間		

第2章 大間町の地域特性

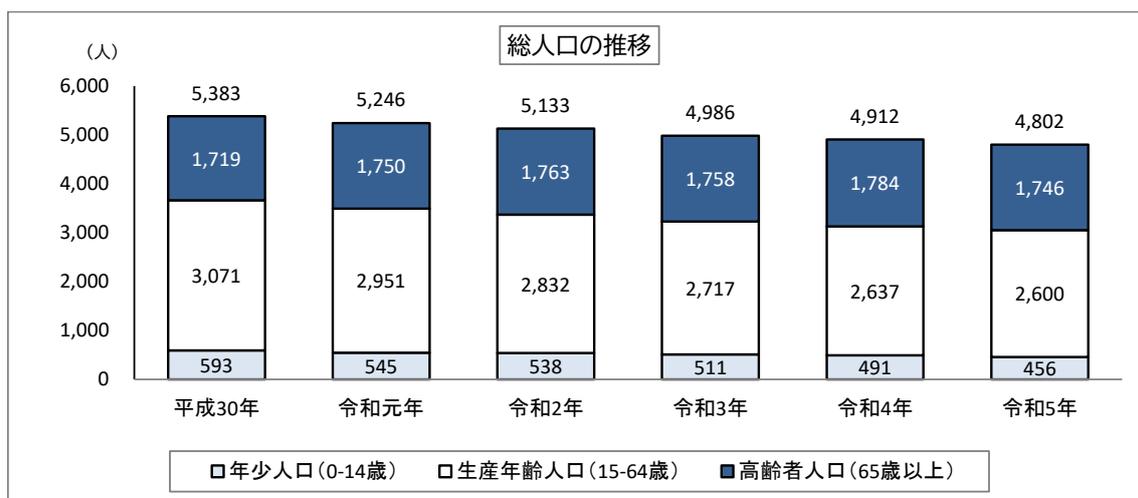
第2章 大間町の地域特性

1 人口の状況

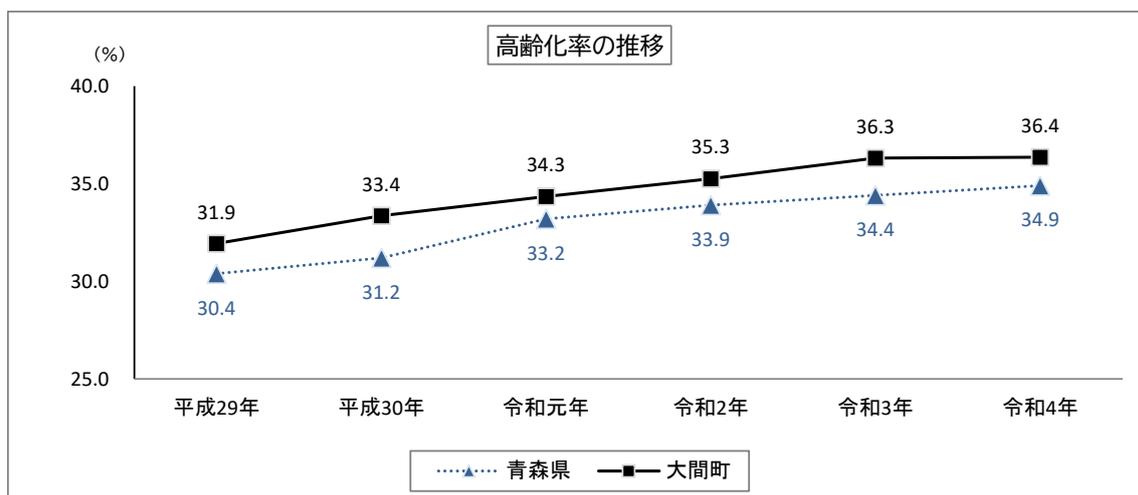
町の増人口は、平成30年の5,383人から令和5年の4,802人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分人口では、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口はほぼ横ばいで推移しており、少子高齢化が進行しています。

また、高齢化率も年々増加傾向で推移し、令和5年には36.4%となっており、青森県全体の34.9%よりも高い状況です。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）



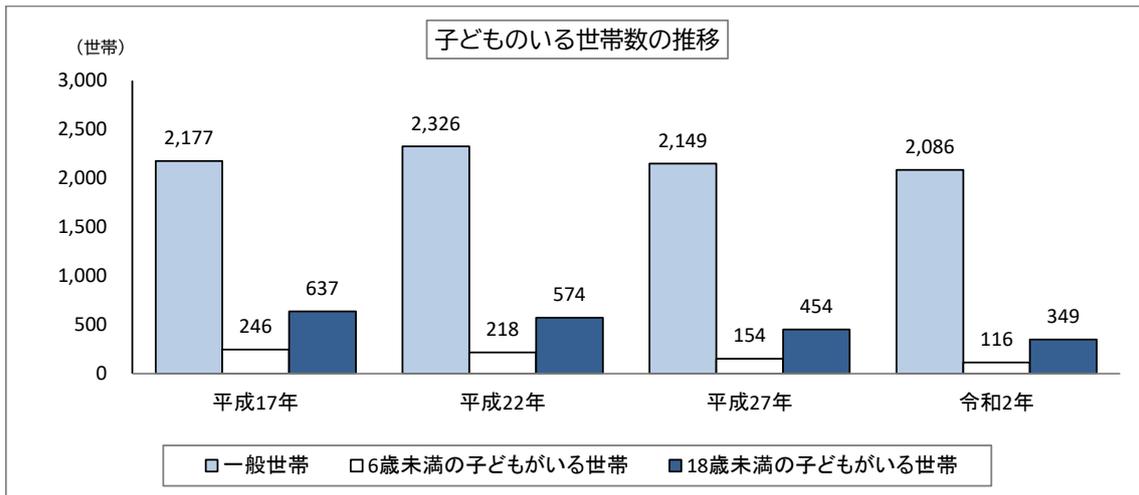
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

2 生活課題を抱く人たち

(1)子育て世帯をめぐる状況

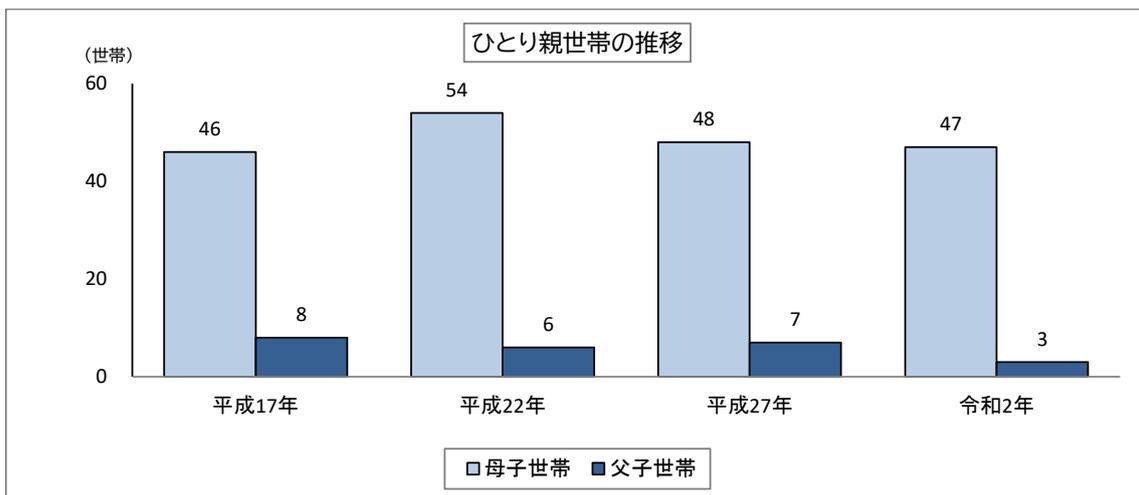
令和2年の18歳未満の子どもがいる世帯は、全世帯の16.7%となり、さらに6歳未満の子どもがいる世帯でみると、全世帯の5.6%となっています。

18歳未満の子どもがいる世帯は、平成17年から令和2年までの15年間で288世帯(45.2%)減少しており、少子高齢化の傾向があらわれています。



資料：国勢調査

ひとり親世帯は、平成17年から令和2年にかけて母子世帯は横ばい傾向で推移しており、父子世帯は減少傾向で推移しています。

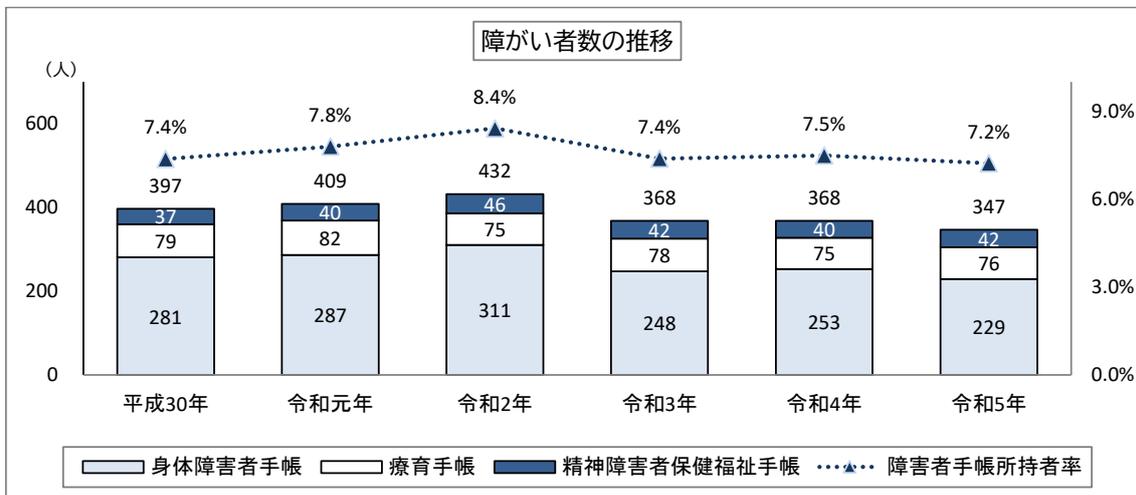


資料：国勢調査

(2)障がい者をめぐる状況

障がい者(手帳所持者)数と人口に占める割合の推移をみると、平成 30 年の 7.4%から令和 5年の 7.2%と年ごとの増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

手帳種別で見ると、身体障がい者数(18.5%減)・知的障がい者数(3.8%減)は減少しているものの、精神障がい者数(13.5%増)は増加傾向にあります。



資料：大間町住民課（各年 10 月 1 日）

(3)高齢者をめぐる状況

高齢者のいる世帯は年々増加し、令和2年では 1,140 世帯となっています。また、高齢者単身世帯の全世帯に対する割合は、18.2%と増加しています。

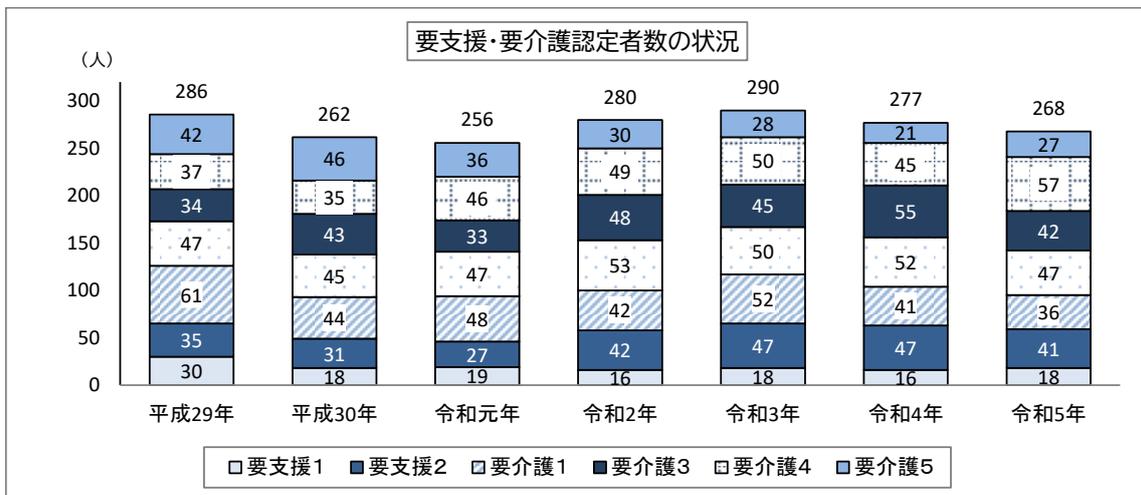
単位：世帯・%

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	2,177	2,326	2,149	2,086
高齢者(65歳以上)の世帯員のいる世帯数	1,024	1,061	1,061	1,140
高齢者単身世帯数	262	221	262	379
一般世帯比	9.2	9.5	12.2	18.2
高齢夫婦のみ世帯数	242	232	242	251
一般世帯比	6.9	10.0	11.3	12.0
その他、高齢者がいる世帯数	557	583	557	510
一般世帯比	30.9	25.1	25.9	24.4

資料：国勢調査

要支援・要介護認定者数をみると、令和5年は要介護4が 57 人と最も多く、次いで要介護2(47 人)、要介護3(42 人)、要支援2(41 人)、要介護1(36 人)、要介護5(27 人)、要支援 1(18 人)となっています。

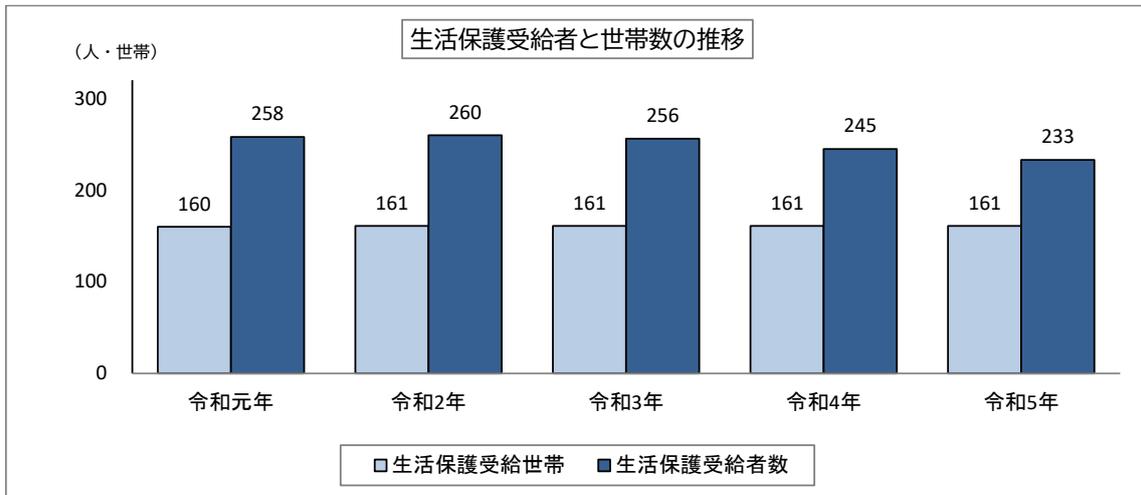
一方、平成 29 年から令和5年の7年間の伸び率をみると、要支援4の 54.1%、要介護3の 23.5%、要支援2の 17.1%の順に上昇しています。



資料：介護保険事業状況報告（各年3月末）

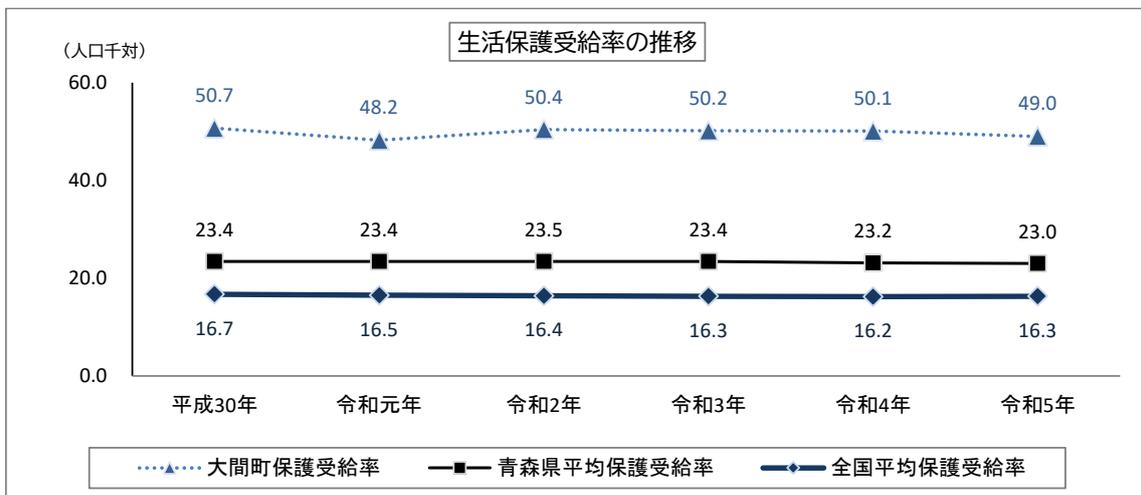
(4)生活保護をめぐる状況

生活保護受給者数の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和5年では 233 人となっています。生活保護受給世帯では、令和元年以降ほぼ横ばいで推移しています。



資料：青森県下北地域県民局健康福祉部事業概要（各年3月末）

生活保護受給率の推移をみると、全国平均保護受給率・青森県平均保護受給率と比較して、平成 30 年から令和5年までの6年間、町が上回る状況です。また、直近の令和5年をみると、町の受給率は人口千人あたり 49.0 に対し、全国平均は 16.3 とその差 32.7、青森県平均 23.0 とその差 26.0 となっています。



資料：青森県下北地域県民局健康福祉部事業概要（各年3月末）

3 アンケート調査からみる状況

(1) 回答者の属性

アンケート調査の回答者をみると、「男性」より「女性」が多くなっており、年齢では「65～74 歳」の高齢者が最も多く、「65 歳以上の」高齢者で全体の4割以上を占めます。

家族構成は「二世世代家族」が最も多く3割以上となっていますが、「一人暮らし世帯」の方も全体の2割弱見られます。

核家族化の進展により、今後、家族だけでは必要な支援を充足できない世帯が増加していくことが見込まれますので、有効な支援体制を構築していく必要があります。

(2) 近所づきあいについて

近所づきあいの程度では「あいさつする程度」が半数以上を占めるのに対し、「困りごとを相談し合うなど、家族同様の付き合い」は1割以下となっており、近所づきあいの希薄化がみられます。

特に、年齢が若くなるほど近所づきあいが少なくなっていることから、若年者の近所づきあいが重要になってきています。

(3) 災害時の対応について

災害時の適切な避難に関して、「できると思う」が6割以上となっていますが、「できないと思う」も3割以上みられます。「できないと思う」は「女性」に多く、年齢では「20～29 歳」の若い世代に多いとした結果になりました。

また、災害時の最寄りの避難場所の認知状況に関しても、「20～39 歳」の若い世代で「知らない」が多くなっていることなどから、女性や若い世代も含めて避難場所を含めた災害に対する情報の更なる提供を行い、災害に対する理解を深めていただくことが急務であると考えられます。

(4) 悩みや心配ごとの相談について

悩みや心配ごとの相談先では、「同居の家族」や「知人・友人」が半数以上と多くなっていますが、「行政の相談窓口」17.4%、「社会福祉協議会」5.7%、「地域包括支援センター」3.0%と公的な相談窓口の割合が少なくなっていることから、相談しやすい窓口の充実が必要です。

(5) 情報の入手先について

福祉サービスや介護保険サービスに関する情報の入手先では、「町の広報紙」が47.2%で最も多く、次いで「知り合いを通して」32.1%、「役場の窓口・掲示板」16.7%の順となっており、若い世代では、「インターネット・ホームページ」の割合が多くなっています。このことから、若い世代への情報提供手段として、ホームページや SNS などのインターネット媒体の充実が必要です。

(6)地域活動やボランティア活動について

地域活動やボランティア活動への参加状況では、7割以上の方が「参加したことはない」と回答していますが、参加してみたいと思う地域活動やボランティア活動では、「災害発生時における現地活動」や「スポーツや文化、芸術に関する活動」など、様々な活動への参加意向がありました。

また、今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なことでは「気軽に相談できる窓口の設置」、「活動できる拠点や場所の整備」や「若い世代への参加の呼びかけ」などが多くなっていることから、ボランティア活動や地域の助け合い活動に関する広報や啓発、参加しやすい仕組みづくりなどを行うことが参加者の増加につながると考えられます。

(7)福祉施策全般について

社会福祉協議会の認知状況に関して、「名前も活動内容も知っていた」は 39.5%、民生委員・児童委員の認知状況に関して、「名前も内容も知っている」は 27.1%となっています。また、どちらも「名前も活動内容も知らない」「知らなかった」の割合は年齢が低くなるほど多くなる傾向にあり、若い方ほど認知度が低いという現状がみられます。

「民生委員・児童委員、社会福祉協議会」ともに、実際の活動に接する機会が多いと思われる高齢者ほど、活動内容への理解度が高くなっていることから、引き続き高齢者への周知を図るとともに、若年層に対しても積極的に活動内容を広報啓発し、全町的な理解を深める必要があります。

4 第2期地域福祉計画実施状況の評価

大間町では、平成 30 年度に「第2期地域福祉計画」を策定し、「自立した、活力と元気あふれる、輝くまち『大間』」を将来像として掲げ、地域福祉施策を推進してきました。

第2期計画期間内における大間町の現状を見ると、高齢化率は平成 30 年の 33.4%から令和5年には 36.4%へ上昇するとともに、少子高齢化の進行がみられるなど、更なる地域福祉の推進を必要とする状況へ変化してきました。

第2期地域福祉計画で定めた地域福祉に関する施策の取組状況に関して、評価を行います。

(1) 取り組みの達成状況

第2期地域福祉計画の町の具体的な取組に関して、下記評価内容に基づき達成状況の評価を行いました。

【評価基準】

各事業に対して計画期間内における評価を、次の 5 項目に分類し実施

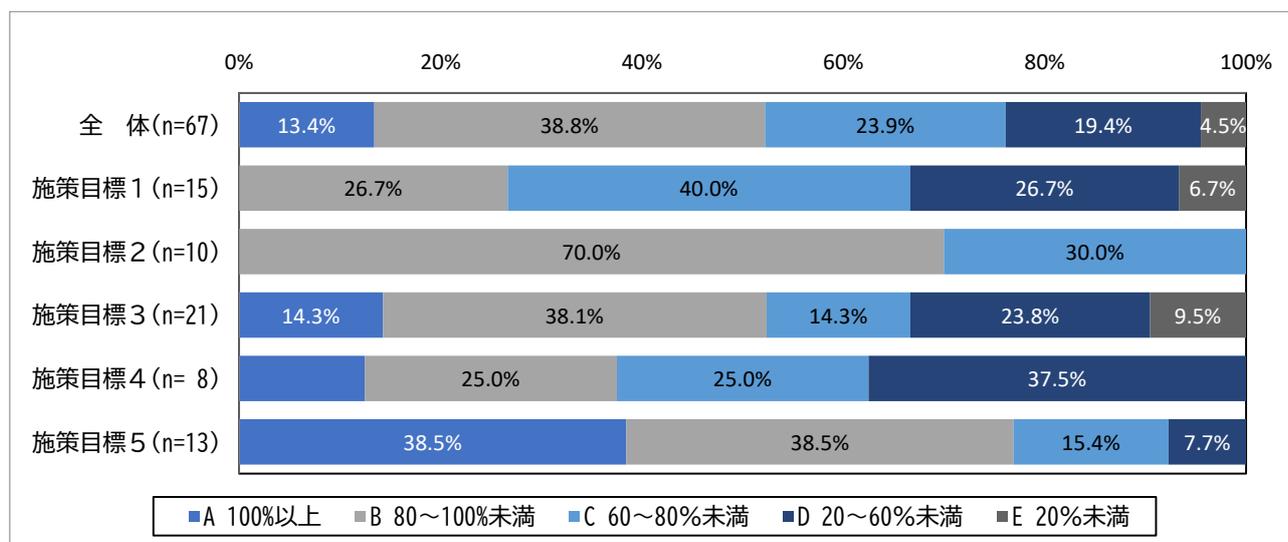
評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと 100%以上
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと 80~100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと 50~80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと 20~50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと 20%未満

各取組における達成状況を見ると、全体では、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満」が38.8%と最も多く、次いで「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満」23.9%、「D 一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満」19.4%順となっています。

施策目標別の取組の達成状況では、「施策目標1 丸ごと解決・おおま～地域共生のまち～」では、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満」が最も多くなっており、「施策目標2 ささえあい・おおま～ともに創るまち～」、「施策目標3 めくもり・おおま～チームケアのまち～」では、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満」が38.8%と最も多くなっています。

「施策目標4 まなびあい・おおま～地域で育むまち～」では、「D 一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満」が最も多く、「施策目標5 あんしん・おおま～地域ぐるみで安心のまち～」では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上」と「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満」がともに最も多くなっています。

	A 100%以上	B 80～100%未満	C 60～80%未満	D 20～60%未満	E 20%未満
全 体	9 13.4%	26 38.8%	16 23.9%	13 19.4%	3 4.5%
施策目標1 丸ごと解決・おおま～地域共生のまち～	0 0.0%	4 26.7%	6 40.0%	4 26.7%	1 6.7%
施策目標2 ささえあい・おおま～ともに創るまち～	0 0.0%	7 70.0%	3 30.0%	0 0.0%	0 0.0%
施策目標3 めくもり・おおま～チームケアのまち～	3 14.3%	8 38.1%	3 14.3%	5 23.8%	2 9.5%
施策目標4 まなびあい・おおま～地域で育むまち～	1 12.5%	2 25.0%	2 25.0%	3 37.5%	0 0.0%
施策目標5 あんしん・おおま～地域ぐるみで安心のまち～	5 38.5%	5 38.5%	2 15.4%	1 7.7%	0 0.0%



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざすべきまちの姿

本町においては、少子高齢化や核家族化が確実に進行しています。また、地域においても、個人の価値観やライフスタイルの多様化等に加え、近年は新型コロナウイルス感染症の影響等により交流の場が制限されるなど、地域のつながりの希薄化が進行しています。

こうした中で、大間町第2期地域福祉計画においては、人と地域のつながりの中から元気に満ちた活力あるまちをめざし、「自立した、活力と元気あふれる、輝くまち『大間』」を将来像と決めました。

本計画においては、大間町第2期地域福祉計画の方向性はそのままに引き続き、将来像を「自立した、活力と元気あふれる、輝くまち『大間』」と定め、将来像の実現に向けた取り組みを推進します。

【将来像】

自立した、活力と元気あふれる、輝くまち『大間』

2 施策目標

将来像の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の5項目を「大間町第3期地域福祉計画における施策目標」として、総合的に推進します。

施策目標1

丸ごと解決・おおま～地域共生のまち～

これからの地域福祉は、地域の誰もが「わが事」として捉えて主体的に取り組み、町や社会福祉協議会は複合的な課題に「丸ごと」対応することが求められます。これらを通じて、だれもが自分らしく活躍し、相互に助けあいながら暮らす「地域共生社会」の実現をめざし、施策を推進します。

施策目標2

ささえあい・おおま～ともに創るまち～

地域で生活する人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の福祉課題をみんなが共有し、あらゆる地域の資源を活用しながら、地域の支え合いで解決できる仕組みを構築していきます。町と社会福祉協議会との連携により、ボランティア活動の拠点づくりを推進し、活動を積極的に支援し、支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

施策目標3**ぬくもり・おおま～チームケアのまち～**

福祉サービスの重要な役割は、地域で生活を営むいろいろな人の生活上の様々な問題を解決し、支えていくことです。公的なサービスと住民やボランティアによるサービスの充実を図るとともに、必要なときに必要な、誰もが利用しやすい福祉サービスの提供を図るため、情報提供、相談体制を充実・推進します。

施策目標4**まなびあい・おおま～地域で育むまち～**

地域住民が「心のふれあい」を深め、生きがいのある充実した生活、豊かで住みよい地域社会を実現できるよう、社会教育を推進していきます。「教育は人づくり」という視点に立って、「確かな学力」と「心の教育」を基盤とした、個を生かし生きる力と夢をはぐくむ学校教育等の推進に努めます。

施策目標5**あんしん・おおま～地域ぐるみで安心のまち～**

だれもが安心して外出できるやさしいまち、犯罪や災害を未然に防ぎ互いに助け合えるまち、住民の支え合いでいつまでも安全・安心して暮らせるまちをめざします。

高齢者や障がいのあるかた、子どもを含めた全ての人が、安心して暮らせるよう、さらに生活領域の拡大や社会参加ができるよう、まちづくりについて多面的に検討します。

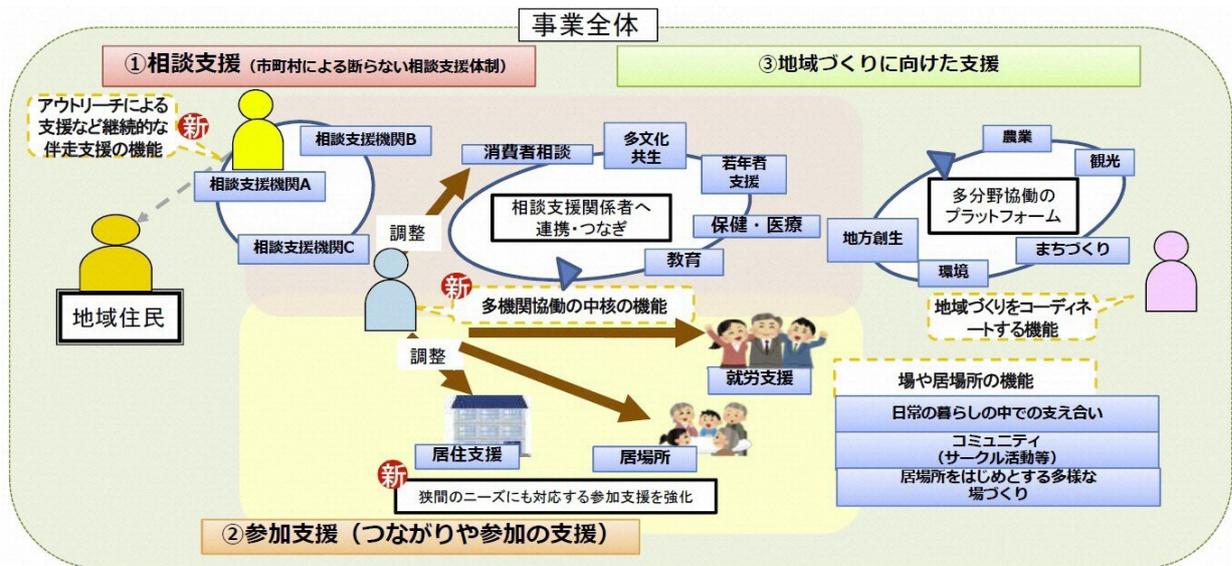
3 重層的支援体制整備に関して

(1) 社会の現状と課題

これまでの日本の公的支援制度では高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉など対象者別・属性別に福祉サービスを提供することで専門的な公的支援が行われてきました。一方で、介護と育児に同時に直面するダブルケアや 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるといった 8050 問題のような複雑化・複合化したリスクには従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応しきれないケースが発生してきています。

福祉の支援を必要とされる方々を取り巻く状況や問題が複雑化・複合化する中で、対象者の属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を断ることなく適切に対応し、必要に応じて本人・世帯の状態に寄り添いながら、時に段階的で時間をかけた支援を行うなど、地域において計画的に支援することが可能な包括的な支援体制の整備が求められています。

そのため、本町でも地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する中で、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを生かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するさらなる包括的な支援体制を構築するための検討を、現在における課題の一つと考えています。



(2) 今後の取り組み

大間町では重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、各事業の整備を行い、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる体制を構築していく。

(3)各事業の基本的な考え方

①相談支援事業

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮者自立支援を所管する住民福祉課が中心となり、各支援機関との連携を図り実施について検討します。

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める包括的支援相談窓口の設置又は体制づくりを検討します。

②参加支援事業

複雑化・複合化した課題に対応できるよう、支援ニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行えるコーディネーターの養成を検討し、新たな社会資源の開拓や既存の社会資源の拡充を図るなど、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応可能な体制の構築を検討します。

③地域づくり事業

通いの場、認知症カフェなど住民参加型の取り組みを今後も増やすとともに、今後は**健康福祉センター**の活用なども含め、世代や対象に限定されない住民同士が出会い参加できる場や居場所の創出を目指します。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会から孤立している世帯や公的支援制度の対象要件に満たない制度の狭間にある対象者を地域での気づきから支援体制への円滑なつながりができる体制の構築を検討します。

自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況であっても支援を求めている人への支援ができるよう、アウトリーチを含む継続的な支援を行える体制づくりを目指します。

※ アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取り組み

⑤多機関協働事業

社会福祉協議会の総合相談の窓口など町内のさまざまなネットワークや協議会などを活用し、事業実施に向けた検討を行います。要保護児童対策地域協議会や地域包括ケア会議などの既存の多機関協働、専門職参加の協議会での取り組みを広げること、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい支援対象者等への課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、支援の方向性の整理を行える体制づくり、ネットワークの構築を目指します。

4 計画の体系図

将来像	施策目標	取組施策
支えあいのできる 安心が実感できるまち	1 丸ごと解決・おおま ～地域共生のまち～	(1)制度の狭間問題への対応
		(2)居住に課題を抱える世帯等への横断的な支援
		(3)就労に困難を抱える世帯等への横断的な支援
		(4)生活困窮者への横断的な支援
		(5)自殺対策への効果的な支援
		(6)高齢者や障がいのあるかた、子どもに対する統一的な虐待への対応
		(7)地域づくりの観点を踏まえた権利擁護
		(8)犯罪を犯した人たちへの社会復帰支援
	2 ささえあい・おおま ～ともに創るまち～	(1)あいさつ、声かけの推進
		(2)地域団体の活性化
		(3)ボランティアの育成・支援
		(4)権利擁護の推進
		(5)ほのぼの交流協力員事業
		(6)こどもほのぼの交流協力員事業
	3 ぬくもり・おおま ～チームケアのまち～	(1)医療・保健・福祉サービスの提供体制の充実
		(2)高齢者へのきめ細やかなケアマネジメントの推進
		(3)障がいのあるかたへのきめ細やかなケアマネジメントの推進
		(4)障がいのあるお子さんへの教育支援計画の作成・推進
		(5)障がいのあるかたの一般雇用の促進
		(6)健康増進事業の推進
		(7)地域ぐるみの子育て支援の推進
		(8)ひとり親家庭の就労の促進
		(9)福祉的交流の機会の拡充
		(10)食育の推進
	4 まなびあい・おおま ～地域で育むまち～	(1)家庭・学校・地域が連携した福祉教育の推進
(2)地域住民への福祉教育の推進		
(3)不登校・いじめ等対策の推進		
(4)特別支援教育の推進		
5 あんしん・おおま ～地域ぐるみで 安心のまち～	(1)自主防災活動の促進	
	(2)災害時要援護者台帳整備と個別支援計画の普及	
	(3)情報通信基盤の整備促進	
	(4)自主防犯活動の促進	
	(5)地域ぐるみの交通安全の促進	
	(6)公共交通の維持・確保	
	(7)道路やヘリコプター発着場の整備促進	

第4章 地域福祉施策の展開

第4章 地域福祉施策の展開

施策目標1 丸ごと解決・おおま～地域共生のまち～

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、生活課題を抱える個別事案に対しては、福祉関係計画はもとより、関係する他の計画（自殺対策基本法に規定される自殺対策計画、地域防災計画）との連携・協議を行いながら、丸ごと解決できよう努めます。

【取組施策】

取組1 制度の狭間問題への対応

制度の対象となっていない課題、基準に合わない課題、一時的な課題、新しく発生した課題等、既存のサービスが行き届いていない事案への対応として関係する部署が連携し協議を進めることが必要です。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 他人事とせず、近所のことにも関心を持つよう心がけます。● 見聞きした問題を放置せず、相談窓口に繋がります。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 地域での参加協力体制の構築を図ります。● 各種団体と連携し、情報収集に努めます。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉協議会、町内会、民間事業所、ボランティアなど地域社会における様々な機関・団体の連携の構築に努めます。● 地域における福祉の担い手の養成に努めます。

取組2 居住に課題を抱える世帯等への横断的な支援

住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障がいのあるかた、子どもを育てる家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要するかたの住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取り組みが必要です。

地域住民の役割
● 制度について、理解を深めます。
地域の役割
● 地域内で困っている方がいれば、相談窓口へと繋げます。
町の役割
● 所得や資産の少ない高齢者や、障がいのあるかたに対しては、町営住宅の優先的な入居や、空き家の活用等による低廉な家賃で入居できる住まいの確保に努めます。

取組3 就労に困難を抱える世帯等への横断的な支援

生活困窮者、高齢者、障がいのあるかた、ひとり親家庭等のうち、就労が難しい方には関係機関と協議しながら段階に応じた支援が必要です。

就労困難者が自己実現の一つの手段として、生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる「雇用・就労」を実現できる社会の実現をめざし、地域社会や関係機関等との連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用就労支援に関わる多様な事業の展開が必要です。

地域住民の役割
● 必要な情報収集に努めます。
● できることにチャレンジします。
地域の役割
● 各種団体が連携し、情報収集に努めます。
● 地域行事を通じて、可能な範囲で役割を依頼します。
町の役割
● 一人ひとりの能力を生かし、障がいや生活状況にあった就労ができるように職域の拡大及び多様な雇用形態への取り組みを支援します。
● ハローワークなどの関係機関と連携し、情報提供や相談に応じ、様々な働き方の実現に向けた支援を進めます。
● 高齢者、障がいのあるかた、ひとり親家庭などに対する就労支援や相談体制の充実を進めます。

取組4 生活困窮者への横断的な支援

生活困窮者のように経済的困窮のみならず社会的孤立状態にあったり、表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する人(世帯)に対応する相談支援体制の整備が必要です。また、生活困窮者自立支援制度の充実に努め、生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、就労訓練、就労の場の開拓や創出等が必要です。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 必要な情報収集に努めます。● 必要だと感じたら、相談窓口を活用します。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 地域内で困っている方がいれば、相談窓口へと繋げます。● 気軽に相談できる環境づくりに努めます。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 生活困窮者自立支援法に基づく、包括的な支援を進めるために、対応する職員のスキルの向上に努めます。● 生活困窮者の把握のため、相談窓口とハローワークをはじめとする関係機関との連携の強化に努めます。● 生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。

取組5 自殺対策への効果的な支援

状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくりなど、自殺対策と各福祉分野(高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮者支援など)に共通した取り組みが必要です。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 相談窓口を把握し、ひとりで悩まず相談します。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 地域での見守り、声かけを心がけます。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 大間町自殺対策計画に基づき、青森県と連携しながら自殺対策を推進します。● 町民には自殺対策の周知に努め、自殺志願者の早期発見やゲートキーパーの養成を通して防止に努めます。

取組6 高齢者や障がいのあるかた、子どもに対する統一的な虐待への対応

高齢者、障がいのあるかた、子どもに対する統一的な虐待への対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った人を加害者としてのみ捉えるのではなく、介護者・養育者として支援することや、今後の起こり得る虐待への予防対策の取り組みが必要です。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 虐待などが見受けられる場合は、関係機関に速やかに相談・通報します。● 子どもや高齢者、障がいのあるかたに対する虐待問題についての理解を深めます。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 地域での民生委員をはじめとする相談活動に携わる人と近隣者が協力しながら、声かけや見守りを進めます。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 虐待防止ネットワーク協議会、教育ネットワーク会議を通じて、関係各課、機関との情報交換を密に行い、早期発見と予防に努めます。● 地域ケア会議や、要保護児童対策地域協議会でのケース検討を行い、様々なケースに対応できるよう職員の質を高めます。● 早急かつ複雑な事例に対応するため、職員のスキルアップを図ります。● さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務など虐待防止に関わる情報を伝え、住民の意識啓発を図ります。

取組7 地域づくりの観点を踏まえた権利擁護

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関が必要です。

また、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援など対しては、地域住民等を担い手として育成が必要です。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 権利擁護制度についての理解を深めます。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 支え合いなど、行政が行えない支援に努めます。● 法人後見人制度について検討します。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 認知症高齢者見守り事業による地域における見守り体制の構築や認知症サポーターの養成を進めます。● 日常生活自立支援事業や、成年後見制度の内容に関して、町広報紙やホームページ等の様々な媒体を通じて周知を図ります。

取組8 犯罪を犯した人たちへの社会復帰支援

再犯の防止等の推進に関する法律の成立を踏まえ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪を犯した人たちに対して、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などを適切に提供し、かつ、地域で生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策や体制の整備が必要です。

なお、本計画の第6章に、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を含んでいます。

地域住民の役割
● 差別や偏見を持たないようにします。
地域の役割
● 社会復帰に向けた支援に協力します。
町の役割
● 保護司との連携体制を整え、社会復帰に向けた相談や受け入れ体制を整えられるよう支援します。
● 地方再犯推進防止計画に基づき、再犯防止に努めます。

施策目標2 ささえあい・おおま～ともに創るまち～

町には、美化活動など身の回りのことや祭典などの行事を住民同士で協力して行う住民自治組織としての町内会、女性が趣味活動や社会活動などを協力して行うために組織されている女性団体連絡協議会、婦人会、さらには、ほのぼの交流協力員などのボランティア組織など、様々な地域団体があります。

普段から顔見知りの関係を築くためにも「共助」の活動に参加することは、日々の生活の質を高め、楽しく健康的に暮らすことに効果があるだけでなく、犯罪や孤立死の発生予防、災害時の迅速な救助・支援など、様々なメリットがあります。このため、町内の各団体に対し、新規会員の入会促進や新しい活動内容への挑戦などを働きかけ、活性化を図っていくことが求められるとともに、個人ボランティアの育成、さらには町内でのあいさつ・声かけを通じたコミュニケーションを促進していくことも重要です。

【取組施策】

取組1 あいさつ、声かけの推進

地域団体、学校・保育所・幼稚園、事業所、行政が歩調を合わせながら、あいさつ、声かけを推進します。

地域住民の役割
● 地域でお互いに顔見知りになるよう、あいさつ運動、声かけ運動を進めましょう。
地域の役割
● 地域内で積極的に挨拶できる環境づくりに協力します。
町の役割
● 学校内、事業所内、ご近所等、広くあいさつ運動、声かけができるよう啓発に努めます。

取組2 地域団体の活性化

町内会、婦人会、老人クラブなど地域団体の活性化を図るため、大間町社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、活動場所の提供や行事などの開催支援等に努めます。

地域住民の役割
● 地域団体に加入し、各種活動に積極的に参加しましょう。
地域の役割
● 各団体が連携し、様々な場面で協力し合える関係を築きます。
町の役割
● 令和6年度よりシルバー人材センターを設立し、高齢者への社会参加の場の創出につとめ、地域活動への支援に努めます。
● 高齢者への社会参加の場の創出のため、シルバー人材センターへの登録を周知します。

取組3 ボランティアの育成・支援

ボランティア活動の活性化を図るため、大間町社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、活動費用の補助や活動場所の提供、その他技術的指導・支援等に努めます。

地域住民の役割
● 自分にできるボランティア活動に参加し、継続していきましょう。
地域の役割
● 小学生からのボランティア活動の経験ができるような活動を支援します。 ● 地域行事等を通じ、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを進めます。
町の役割
● 社会福祉協議会ボランティアセンター事業への支援に努めます。 ● ボランティアの活動状況や内容など情報提供を進め、参加者の発掘、育成に努めます。

取組4 権利擁護の推進

虐待や配偶者暴力等を防止し、権利を擁護していくため、関係機関のネットワークによる見守り活動を推進していきます。また、判断能力が低下した人の権利を擁護するための成年後見制度や、日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

地域住民の役割
● 権利侵害等を発見したら、適切な対応につながるよう、関係機関に連絡・相談しましょう。 ● 成年後見制度、日常生活自立支援事業について理解を深めましょう。
地域の役割
● 法人後見制度について検討します。
町の役割
● 日常生活自立支援事業や、成年後見制度の内容に関して、町広報紙やホームページ等の様々な媒体を通じて周知に努め、利用促進を図ります。 ● 市民後見人、法人後見人の養成と活動の支援に努めます。

取組5 ほのぼの交流協力員事業

住み慣れた地域で暮らせる地域社会を築いていくため、地域のボランティアで構成する「ほのぼの交流協力員」を配置し、友愛訪問等により一人暮らし高齢者等の世帯の孤独感の解消、安否の確認を行っています。

地域住民の役割
● 地域ボランティアへ参加します。
地域の役割
● 支援や手助けが必要な場合は積極的に支援します。
町の役割
● ふれあいサロンを開催することで、一人暮らしの高齢者の孤独感の解消とほのぼの交流協力員との交流の機会を設けるとともに、保健師による健康相談を同時に行います。
● 安心して活動に従事できるようほのぼの協力員に対し、ボランティア活動保険の加入を行います。

取組6 こどもほのぼの交流協力員事業

大間小学校や奥戸小学校の協力を得て、高学年等から「こどもほのぼの交流協力員」を選出します。活動は約4名で1グループを編成し、「ほのぼの交流協力員」と一緒に安否確認のための訪問活動を行っています。

地域住民の役割
● 最初のボランティア活動体験として活動の継続をします。
地域の役割
● 支援や手助けが必要な場合は積極的に支援します。
町の役割
● ほのぼの交流協力員の活動を通じて、小学生からの地域福祉に対する理解や地域への愛着を深めていきます。
● 高齢者への孤独感の解消や、世代間交流を促進します。

施策目標3 めくもり・おおま～チームケアのまち～

町の医療・保健・福祉は、国民健康保険大間病院を中心とした医療、町保健師などによる保健、大間町社会福祉協議会やその他民間団体などによる福祉という体制により提供されています。可能な限り在宅で暮らし続けることが多くの住民の願いですが、町では、施設入所のニーズも高く、在宅サービスと入所・入院とをバランスよく組み合わせ地域での生活を継続できる仕組みづくりが求められます。

また、公的サービスが多様化しており、福祉的なニーズのある人が複数のサービスの中から自分にとって最適なサービスを組み合わせ、活用することは難しく、サービスの提供側が連携してその人の支援計画をプランニングしていくことが重要です。

こうしたケアプランに基づくケアは、介護保険制度や障害者自立支援制度等の中に組み込まれていますが、虐待防止ネットワークづくりや、医療と介護福祉との連携強化などが求められる中で、民生委員やボランティアなど地域の人々も関わった形での多機関・多職種による総合的なチームケアをめざしていくことが重要です。

【取組施策】

取組1 医療・保健・福祉サービスの提供体制の充実

高齢化の進展や、障がいのあるかたの社会参加意欲の高まり、子育て支援に関するニーズの高まりなどを受け、医療や保健、福祉の各種サービスの提供体制の充実に努めます。

研修等への参加促進や多職種の相互交流機会づくりなどを通じて、専門職の人材育成に努めます。

地域住民の役割
● 医療・保健・福祉のサービスを活用し、地域で自立した生活をめざしましょう。
地域の役割
● 保健・医療・福祉のサービス事業者は情報を共有し、一貫した支援体制の構築に努めます。
町の役割
● 子どもから高齢者まで年代に応じた運動教室の開催などを通じて運動の習慣化につながる教室の開催に努めます。
● 禁煙外来への協力や、がん検診要精密検査受診率の向上などに努めることで、早世の予防に努めます。

取組2 高齢者へのきめ細やかなケアマネジメントの推進

高齢者福祉分野では、要介護認定者への居宅介護支援(ケアマネジメント)と、要支援認定者への介護予防プラン作成(介護予防ケアマネジメント)が制度化されています。

町、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、民生委員児童委員など関係機関が連携しながら、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかなケアマネジメントを推進していきます。

地域住民の役割
● 地域で生活する高齢者の生活課題を発見したら、関係機関に相談し、地域の一員として協力していきましょう。
地域の役割
● ふれあいサロンの充実に努めます。 ● 地域活動へのきっかけづくりに向けた様々な取り組みに努めます。
町の役割
● 高齢者に関する福祉サービスの周知の充実に努めます。 ● 社会活動に参加できる環境づくりの推進と啓発を図ります。

取組3 障がいのあるかたへのきめ細やかなケアマネジメントの推進

障がい者福祉分野では相談支援専門員による指定相談支援(ケアマネジメント)事業が平成24年度から開始されています。広域の指定相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、地域自立支援協議会、民生委員児童委員など関係機関が連携しながら、障がいのあるかたへのきめ細やかなケアマネジメントを推進します。

地域住民の役割
● 地域で生活する障がいのあるかたの生活課題を発見したら、関係機関に相談し、地域の一員として協力していきましょう。
地域の役割
● 公的なサービスでは対応できない日常的な支援は地域で対応できるように努めます。
町の役割
● 障がい福祉サービスの適切な利用を促すため、サービス内容等についての情報提供に努め、日常生活の便宜を図ります。 ● 身近な地域で安心して生活が送れるように相談支援事業や日中一時支援等のサービスの充実に努めます。

取組4 障がいのあるお子さんへの教育支援計画の作成・推進

平成19年度からの特別支援教育の導入により、乳幼児期・学齢期・学校卒業後を通じた一貫した障がいのあるお子さんへの個別の教育支援計画の作成が進められています。障がいのあるお子さん一人ひとりに対し、乳幼児期の療育・発達支援、学齢期の学習・指導、卒業後の進路の指導・支援、乳幼児期から成人期に至る生活支援を体系的に提供していく個別の教育支援計画を策定し、保健師や教職員、福祉事業所職員など多機関・多職種によるチームケアを推進していきます。

地域住民の役割
● 地域の一員として、障がいのあるお子さんの心身の発達に協力していきましょう。
地域の役割
● 他職種連携に向け、ケース検討などの研修会に積極的に参加します。
町の役割
● 乳幼児期の健診等を成長段階に応じ実施し、障がいが発見されれば適切に指導・助言をします。
● 保健師による妊産婦・新生児訪問指導を行い、育児上に必要な助言や指導を行っていきます。

取組5 障がいのあるかたの一般雇用の促進

障がいがあっても、一人ひとりの適性や能力に応じて働けるよう、ハローワークなどと連携しながら、障がいのあるかたの雇用を町内事業所に働きかけていきます。

地域住民の役割
● 町内の事業所は、障がいのあるかたの雇用に協力していきましょう。
地域の役割
● 障がいのあるかたの雇用について前向きに検討します。
町の役割
● 町内の事業主に対し、障がいのあるかたの雇用についての理解の促進を図り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。
● 障がいのあるかたの雇用を促進する各種制度の周知に努めます。

取組6 健康増進事業の推進

疾病等の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業、メタボリックシンドローム対策に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導など健康増進事業を推進します。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 適度な運動、よい食習慣、十分な休養に努めましょう。● 各種健診・検診を積極的に受診し健康管理に努めましょう。● 食生活改善活動など、健康づくりのための地域活動に積極的に参加・協力しましょう。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 各種健診・検診の受診への理解を深め、健診を受けやすい体制を整えましょう。● 事業所など分煙、禁煙を進めましょう。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 特定健診受診率向上のために健診を受けやすい環境を整え、疾病の早期発見・早期治療につなげます。● 健康づくり宣言の周知を行い、健康づくりに資する事業の充実を図ります。● 健康福祉センターで健診受診可能な体制の整備など健診を受けやすい環境づくりを図ります。

取組7 地域ぐるみの子育て支援の推進

子どもたちが健やかに成長できるよう、また、子育てに関する不安を和らげ、保護者が安心して子育てができるよう、家庭、地域、保育所、幼稚園等が連携し、地域ぐるみの子育て支援を推進していきます。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 子育て支援サービスを活用し、仕事や家事と子育てがともに充実した生活をめざしましょう。● 地域の子どもたちと積極的に交流しましょう。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 登下校時間など、普段と変化がないか注意します。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 地域において児童が安全に過ごすことのできる放課後や週末の居場所づくりとして多世代が集まれる健康福祉センターを活用します。● 児童の健全育成を図る上で、健康福祉センターの活用や、児童委員、子育てサークル、子ども会、町内会等さまざまな関係団体との連携を図ります。

取組8 ひとり親家庭の就労の促進

国の母子家庭等自立支援給付金事業などを活用しながら、未就労のひとり親の就労を促進していきます。

地域住民の役割
● 各事業所では、ひとり親が就労しやすい職場環境づくりに努めましょう。
地域の役割
● 短時間勤務等柔軟な勤務態勢・環境づくりに協力します。
町の役割
● 相談体制の充実や就業支援施策・取り組みについての情報提供に努めます。
● 現状を把握し、生活支援、就業支援、養育費の確保などの経済的支援までの総合的な対策を適切に実施します。

取組9 福祉的交流の機会の拡充

大間町社会福祉協議会では、地域の集会所等で一人暮らし高齢者等を対象に「ふれあいサロン」を開催しています。高齢者等の交流の場として、この事業の継続を支援するとともに、住民ボランティア主導での継続開催を促進していきます。

また、高齢者相互の交流団体である老人クラブへの育成・支援を継続的に進めるとともに、障がいのある方々の交流団体育成に努めます。

地域住民の役割
● 地域での交流機会に積極的に参加しましょう。
● ボランティアとして、地域での交流事業の自主運営を進めましょう。
地域の役割
● 地域での連携や、世代間交流を進め、地域で企画・実施する事業を支援します。
町の役割
● 健康福祉センターを活用し、多世代が交流できるような場所づくりを行います。
● 社会福祉協議会が行っているふれあいサロンに保健師の派遣などの支援を行います。
● こどもほのぼの交流協力員事業などの世代間交流ができる事業を進めます。

取組 10 食育の推進

現在、食生活を取り巻く社会環境は大きく変化しており、栄養の偏りや不規則な食事などが原因での生活習慣病が増加傾向にあります。また、生産者と消費者の距離が拡大する中、食の安全・安心に対する関心は一層高まっています。

このため、一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地場産品や食文化についても理解を深め、健全な食生活を実践できるように「食育」の推進が必要です。

そのために、食生活の実態把握に努めるため、調査を行い、そこからの分析結果を町民へフィードバックし、保健師や専門職と連携しながら、ライフステージにあった「食育」を進めていきます。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 食事のバランスを考えます。● できる限り、家族と一緒に食事をとります。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 地産地消に努めます。● 地場産品の普及に努めます。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 正しい食習慣の普及に努め、ライフステージにあった食育を進めます。● 食生活改善推進に委員による減塩食等の普及や、実技講習会実施の支援を行います。● 生徒自らが弁当を作る「弁当の日」を通じ地場産品や食文化について理解を深められるよう、小学生からの啓発を行います。

施策目標4 まなびあい・おおま～地域で育むまち～

町では、「教育は人づくり」という視点に立って、「確かな学力」と「心の教育」を基盤とした、個を生きしきる力と夢をはぐくむ学校教育の推進に努めています。

また、地域住民が「心のふれあい」を深め、生きがいのある充実した生活、豊かで住みよい地域社会を実現できるよう、社会教育を推進しています。

このためには、ボランティア体験など子どもたちの「福祉教育」が重要であるとともに、子どもたちの親世代、祖父母世代も含め、地域住民への「福祉教育」を一層推進していく必要があります。

また、いじめのない社会づくり、不登校など悩みを持つ子どもたちへの地域ぐるみの対応、障がいや発達不安などがあっても、支え合ってその子の能力を伸ばしていくまちづくりが求められます。

【取組施策】

取組1 家庭・学校・地域が連携した福祉教育の推進

子どもたちが豊かな心を育むよう、家庭・学校・地域が連携し、福祉の現場でのボランティア体験など、福祉教育を推進していきます。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 学校・幼稚園・保育所での福祉教育に、積極的に協力・参画しましょう。● 家庭でも子どもに人権や福祉の重要性を積極的に教えましょう。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 地域での支え合い、助け合いの意識の醸成に努めます。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 学校教育をとおしての福祉教育を推進します。

取組2 地域住民への福祉教育の推進

若者をはじめ住民一人ひとりの福祉意識の醸成を図るため、広報等での情報提供や啓発活動を推進するとともに、様々な機会をとらえ、福祉教育を推進します。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 福祉問題について関心を持ち、学びましょう。● 福祉教育の活動に積極的に協力しましょう。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 将来の担い手として期待される若年層や、福祉に関心の低い方たちに対しても福祉教育を推進します。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● さまざまな機会を利用し、地域住民の福祉に対する意識の向上や福祉についての教育を推進します。

取組3 不登校・いじめ等対策の推進

不登校やいじめなどで悩む児童・生徒に対し、問題の改善・解決をめざすとともに、学業の継続を図るため、「要保護児童対策協議会」及び「大間町教育ネットワーク会議」など関係機関の協働指導体制のもと、子どもや保護者への継続的な支援に努めます。

地域住民の役割
● 不登校やいじめなどで悩む児童・生徒に対し、一人ひとりができる支援を行いましょう。
地域の役割
● 普段から地域への気配りに努めます。
町の役割
● いじめなどの問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくりを整備します。
● スクールカウンセラーの配置や電話による相談体制の整備を進め相談体制の充実を図ります。

取組4 特別支援教育の推進

障がいのあるお子さんや発達に不安のある子どもたちが、心身の状況に応じて適切な教育が受けられるよう、特別支援学級の開設、特別支援教育コーディネーターの育成など、特別支援教育を推進します。

地域住民の役割
● 障がいのあるお子さんや発達に不安のある子どもたちに対し、一人ひとりができる支援を行いましょう。
地域の役割
● 障がいのあるお子さんや発達に不安がある子どもたちへの理解を深めます。
町の役割
● 子ども一人ひとりの特性を生かした障がい児教育の実現をめざして、教育環境の整備や専門スタッフの充実を図ります。
● 障がいの有無にかかわらず、お互いを地域社会の一員として地域共生社会の実現のためには幼少期からの福祉教育が重要となるため、各学校等と連携し、児童・生徒に対する福祉教育の充実を図ります。

施策目標5 あんしん・おおま～地域ぐるみで安心のまち～

すべての住民が、住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に必要な情報が的確に提供されることが必要であるとともに、災害対策は、行政だけの力では行き届かないところも多く、住民や関係団体と協働して取り組むことが必要であり、防災意識の啓発や活動の促進、防災訓練などを通じて、地域の防災力を高めていくことが重要です。

また、子どもや高齢者を狙った凶悪事件や消費者被害なども増えてきており、防犯面でも、自助・共助・公助の役割分担を明確にし、対策を強化していく必要があります。

さらに、町は、本州と北海道を結ぶ物流ルート上に位置するため、通過交通量も多く、地域ぐるみで交通安全を推進していく必要があります。

令和2年国勢調査によると、大間町では、一人暮らしの人は816人で人口の17.3%を占め、高齢者では22.2%にのぼります。

核家族化、クルマ社会の進展などにより、親戚や近所とのつきあいが希薄になっているケースも多く、家庭内の虐待や孤立死などが全国的な社会問題となっています。

また、下北半島の最北端に位置する町は、災害時には孤立集落が発生することが懸念されます。

【取組施策】

取組1 自主防災活動の促進

災害時に地域ぐるみで迅速・的確な防災活動が展開できるよう、町内会単位や事業所での自主防災活動を育成・強化していきます。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 日頃から避難場所や経路の確認や非常持出袋を常備するなど災害に備えておきましょう。● 災害時に自分たちができる役割を担うために、自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう。自主防災組織では、日頃から、声かけや学習、訓練などを進めましょう。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 各事業所も、災害時応援協定の締結や、備蓄の推進など、自主防災活動を進めましょう。● 定期的な避難訓練を行い、住民同士で災害時の共通認識をもつようにしましょう。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 緊急時の情報の入手ができる体制づくりに努めます。● 自主防災組織などの地域活動の育成・支援に努めます。● 災害別の避難場所や避難経路の周知、講座や広報紙等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。

取組2 災害時要援護者台帳整備と個別支援計画の普及

災害時に、地域で要介護者、障がいのあるかた、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など災害時要援護者を迅速・的確に支援できるよう、災害時要援護者台帳の整備を図るとともに、民生委員児童委員、消防団、自主防災組織などの協力を得ながら、要援護者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難させるか等を定める個別支援計画の普及に努めます。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 地区内の災害時要援護者の生活状況を把握し、みんなで話し合って支援体制を決めておきましょう。● 災害時に支援する方法を決めておきましょう。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 災害支援への協力の意思を表明し、災害時に協力する体制を作ります。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 災害時要援護者の把握を行うための名簿の作成を行い、災害時用支援者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行います。● 障がいのあるかたや一人暮らしの高齢者が緊急通報システムにより、適切なサービスを受けられる体制づくりを進めます。

取組3 情報通信基盤の整備促進

住民が多様な手段で相互にコミュニケーションがとれ、緊急時にも連絡体制が確保されるよう、平成 30 年9月に大間町役場の新築・移転に伴い、防災無線のデジタル化や受信機を全戸に設置し、緊急時の連絡体制の強化を図りました。

また、情報通信に関する周知を随時行うとともに、予備電源、データのバックアップなど、リスクマネジメントに努めます。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 情報通信基盤を積極的に日々の生活に活用しましょう。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 情報収集に努め、情報が行き渡っていない家庭がないか気を配ります。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 防災無線のデジタル化及び受信機の全戸配布を行い、緊急時の連絡体制の強化を進めます。● 無線のデジタル化に係る変更点などを住民に周知します。

取組4 自主防犯活動の促進

防犯に関する情報提供や学習機会の拡充に努めるとともに、家庭、地域、行政が連携した自主防犯活動の展開を図ります。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 犯罪にまきこまれないよう、地域ぐるみで学習活動や見守り活動を進めましょう。● 「子ども110番の家」の指定を受けるなど、各事業所も地域防犯活動に積極的に協力しましょう。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 防犯活動に積極的に協力します。● 戸締りや不審者に気をつけるようお互いに声をかけ合しましょう。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 防犯指導隊大間支隊を中心に、高齢者や障がいのあるかたが安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防犯体制づくりを推進します。● 住民の防犯意識を高めるため、広報紙での周知啓発や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。

取組5 地域ぐるみの交通安全の促進

交通安全母の会など、関係団体と連携しながら、交通安全を推進します。

地域住民の役割
<ul style="list-style-type: none">● 夜間反射材の着用など、個人でできる交通安全活動を進めましょう。● 交通安全母の会の活動に積極的に協力しましょう。● 住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。
地域の役割
<ul style="list-style-type: none">● 交通安全に資する取り組みを事業所ごとに行います。● 安全な運転を徹底します。
町の役割
<ul style="list-style-type: none">● 交通安全母の会などの関係団体と連携し、交通安全を推進します。● 障がいのあるかたや一人暮らしの高齢者への移動手手段の支援を行います。● 住民の交通安全意識を高めるため、広報紙での周知啓発や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。

取組6 公共交通の維持・確保

事業者の協力を得ながら、バス、タクシー、フェリーの維持・確保に努めるとともに、大間町社会福祉協議会による支援が必要な人への移送サービスの継続を支援します。特にフェリー航路は、函館市にある病院への通院など、住民にとって交通インフラの重要性が高まっており、維持・存続が重要となっています。

地域住民の役割
● 公共交通の利用に努めましょう。
地域の役割
● 地域での助け合いによる移動の仕組みを検討します。
町の役割
● 交通インフラである、フェリー航路の維持・存続に努めます。 ● 持続可能な公共交通の整備を進めます。

取組7 道路やヘリコプター発着場の整備促進

町内外とのより円滑な行き来のため、さらには、災害時の避難路として、道路網の整備・充実を関係機関とともに進めるとともに、ドクターヘリや防災ヘリが町内の多くの場所で発着できるよう検討を進めます。

地域住民の役割
● 道路やヘリコプター発着場の整備に協力しましょう。
地域の役割
● ドクターヘリや防災ヘリの安全確保に協力します。
町の役割
● ヘリコプター発着場の整備、災害避難場所への緊急用品の確保に努めます。 ● 原子力防災資機材の配備や緊急時の避難路の確保も含めた、道路、橋梁の補修に努めます。

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と趣旨

認知症高齢者の増加や、障がいのある方への地域での自立促進等、様々な取組がなされている中、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある方々も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。

また、認知症、知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。

このような状況の中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月に公布、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。そして、この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

今後、国や県の動向を踏まえ、本町においても認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援のため、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進する必要があります。

これらを踏まえ、本章を「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

2 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

3 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「促進法」という。)に基づき策定する計画であり、促進法第14条第1項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画の進行管理及び点検

促進法第 14 条第 2 項において、市町村は、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしており、その機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましいとしています。

ただし、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしており、本計画の進行管理及び点検は、高齢者福祉、地域包括支援センター、障がい者福祉の各担当部署と連携し、計画の進捗状況や達成状況について点検・評価を行います。また必要に応じて適切な見直しを行います。

6 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」又は「後見人」という。)がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

成年後見等の申立ての動機を見ても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約(施設入所)のためとなっており、これらの状況から、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐ観点から、第三者が後見人に選任されることが多くなっていますが、そのケースの中には意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

さらに後見等の開始後に本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人の相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難です。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされています。今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、①ノーマライゼーション②自己決定権の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきです。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視する必要がある、身上保護重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきです。

7 大間町における成年後見制度利用に関する状況

高齢者、介護・福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる高齢者、知的障がい者または精神障がい者に対し、その制度の利用に要する費用の全部または一部を補助する「成年後見制度利用支援事業」を行っています。

8 具体的な取組・施策

(1)成年後見制度の理解促進

成年後見制度は、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものであり、そのためには、意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

本人の判断能力があるうちに相談を開始することによって、よりその人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。早い段階からの制度利用を促進するため、保佐・補助類型および任意後見制度についての周知・啓発を行います。

①成年後見制度の普及啓発

広く町民に成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布やホームページの情報発信、講演会、出前講座等の実施に努めます。

また、保健医療福祉関係者や金融機関等を対象とした研修会を開催し、制度の周知・啓発を進めます。

②任意後見制度の利用促進

利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度について正しく理解し、適切に安心して利用できるよう周知していきます。

③権利擁護支援の必要な方の発見・支援

中核機関をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な方(財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない方、虐待を受けている方等)の早期発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

④早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、適切な権利擁護支援ができるよう、身近な地域における相談窓口等を周知します。

(2)安心して利用できる成年後見制度の運用

申し立てる親族がない場合などは、本町が親族等に代わって後見等開始の申立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。

また、必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

①町長申立ての適切な実施

成年後見制度の利用が必要と認められる方で、本人、家族や親族等による申立てが期待できない場合に、町長が家庭裁判所に後見等開始の審判請求手続きを行います。

②成年後見制度利用支援事業の適切な実施

成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立に係る費用や成年後見人等への報酬の助成を行います。

③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、後見人等支援やケースのモニタリング等により本人の意思、心身の状態および生活の状況等を踏まえた運用を行います。

④後見人等の担い手の確保

成年後見制度の利用者が毎年増加するとともに、親族以外の第三者が後見人等となるケースが見込まれ、受任者が不足することが見込まれることから、市民後見人の担い手の養成・確保に取り組めます。

(3)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

本町では、地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」を大間町社会福祉協議会に設置しています。

中核機関は①司令塔機能、②進行管理機能、③事務局機能の3つの機能を担います。3つの機能については、本町と大間町社会福祉協議会で行います。

成年後見制度の利用促進に向けて、全体構想の設計(計画策定)等の司令塔機能については本町が担い、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の進行管理機能については、大間町社会福祉協議会が担い、連携することで円滑な運営(事務局機能)を行っていきます。

①権利擁護の相談支援機能

各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行います。

②権利擁護支援チームの形成支援機能

専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づいて成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援チームの体制を構築します。

③権利擁護支援チームの自立支援機能

各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行います。

第6章 地方再犯防止推進計画

第6章 地方再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は、令和2年には 49.1%となり、現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高くなりました。

社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策としては、就労の促進や出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制の整備が行われており、刑務所出所者等が円滑に社会の一員として復帰できるように帰住先や就労先を確保することや、高齢、障がい等の特定の問題を克服するための支援をすることにより、罪のない人が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

このような中、平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、再犯防止推進計画を勘案して 地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

これらを踏まえ、本町においては、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、本章を「地方再犯防止推進計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

2 計画の性格と法的位置づけ等

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者を指します。

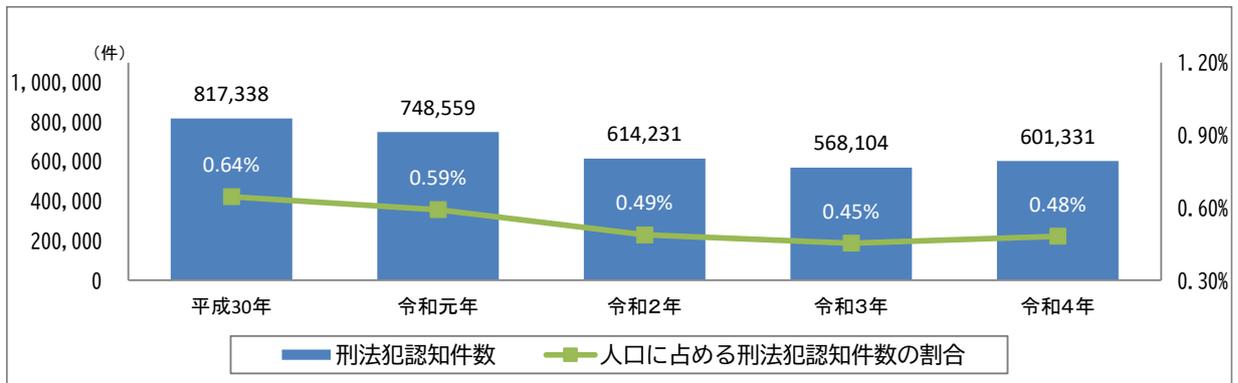
4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和 10 年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

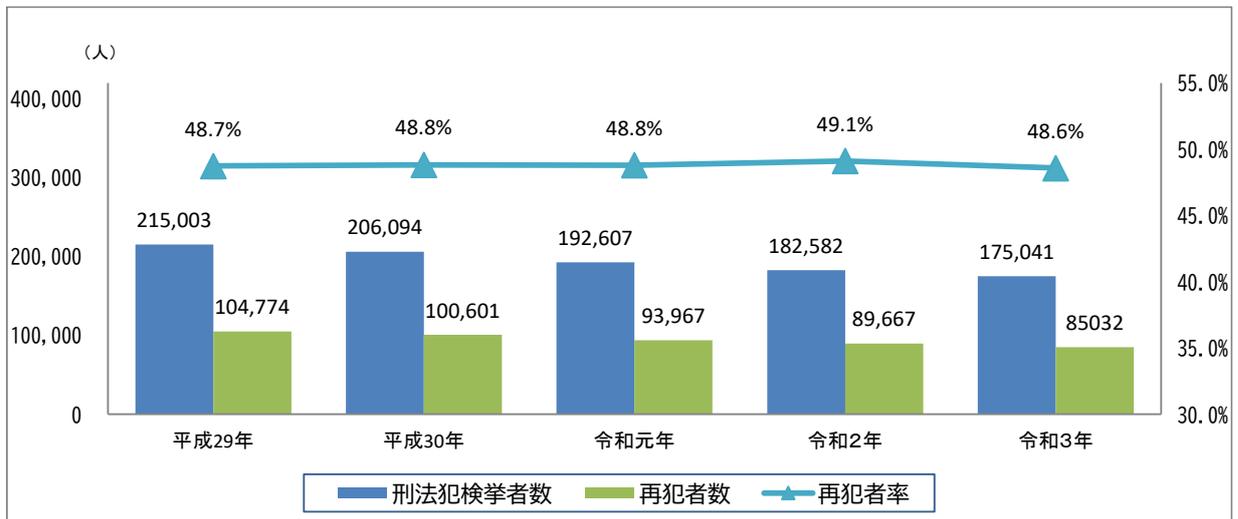
5 犯罪情勢等について

(1) 全国の刑法犯認知件数の推移



出典：警察白書

(2) 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



出典：警察白書

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

6 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、これは防犯カメラなどのセキュリティ機器の普及のほか、官民を挙げた警戒や取り締まりの強化が抑止につながっているのではないかと考えられます。

全国の刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は約 50% に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、「再犯」の防止が重要課題となっています。再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

7 取り組みの方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

(1)国の取り組み

国においては、矯正施設(刑務所少年院等)における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取り組みのほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

- 特性に応じた指導及び支援等
- 就労の支援
- 非行少年等に対する支援
- 就業の機会の確保等
- 住居の確保等
- 更生保護施設に対する援助
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 関係機関における体制の整備等
- 再犯防止関係施設の整備
- 情報の共有、検証、調査研究の推進等
- 社会内における適切な指導及び支援
- 国民の理解の増進及び表彰
- 民間の団体等に対する援助

(2)町として取り組む施策

これらの国の取り組みを踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取り組みを進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

○就労の確保

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

また、犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

○住居の確保

公営住宅の募集状況などについて、広報紙やホームページなどを活用し情報提供を行います。
また、生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

○高齢者又は障がい者等への支援等

犯罪をした高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

○再犯防止に関する啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

○国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取り組みに活用します。

○国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力を努めます。

○関係機関・団体との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図ります。

具体的には担い手に関する情報の提供や相談場所の提供などを既に行っています。

○情報共有体制の整備

民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。

第7章 計画の推進と進行管理

第7章 計画の推進と進行管理

1 啓発・広報の推進

本計画を推進するためには、町民への周知と理解が不可欠な要素となるため、計画内容を「広報おおま」や「町ホームページ」など多様な媒体を活用して広報していきます。

また、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他関係機関・団体の協力を得ながら周知に努め、地域福祉活動の拡大につなげていきます。

2 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している町民一人ひとりです。自分たちの住む地域を支え合い、助け合いのできる理想の地域に近づけていくためには、町の取り組みに加え、町民との協働が不可欠となります。

また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることが考えられます。それらに対応していくためには、その地域で活動するボランティア、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会などの取り組みも必要となることから、これらの地域資源も重要な地域福祉の担い手となります。

この計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

3 各主体における役割と連携

(1) 町民の役割

町民は、暮らしや健康を気かけるとともに、地域に住む担い手の一人として、地域や福祉に対する関心を持つことが重要です。そのためには日頃から地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが大切です。

また、ボランティア等の社会貢献活動や、各種募金、町や福祉団体等への寄附など助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力をお願いします。

(2) 地域活動団体の役割

町内会やボランティア団体、NPO、民生委員・児童委員など、地域活動団体は、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していくことが期待されます。

(3) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが期待されます。

また、福祉施設などにおいては、利用者とボランティアなどが交流し合う場として提供していただき、地域福祉の拠点としても期待されます。

(4)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中心的な存在として、町民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。

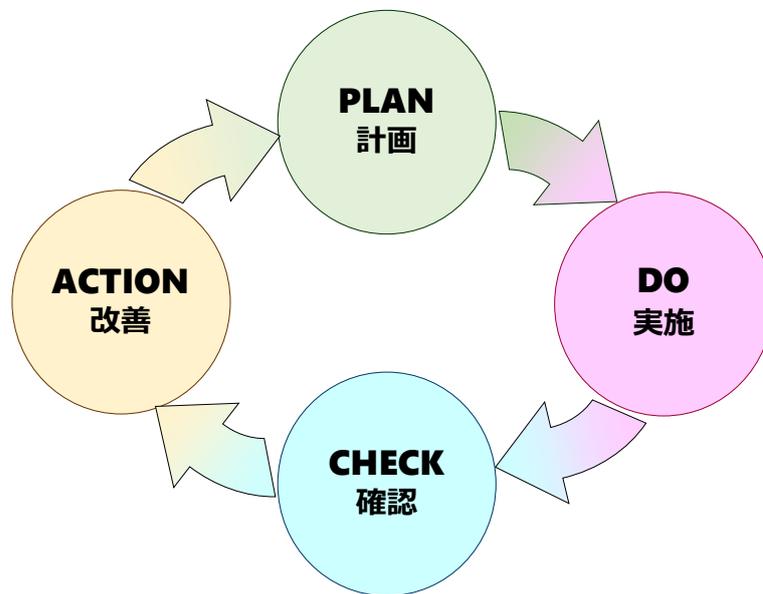
(5)町の役割

町は、町民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域コミュニティの醸成や町民活動支援などの総合的なコミュニティ施策の推進を図るとともに、地域福祉力の向上をめざし福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、本計画は地域という視点で様々な分野を横断的につなげる役割を担っており、包括的に地域福祉を推進するよう努めていきます。このほか、地域における助け合いへの手法の一つとして、寄附文化の醸成を図ります。

4 計画の進行管理・評価

本計画の推進のため年1回会議を行い、PDCAサイクル「P(計画)・D(実施)・C(確認)・A(改善)」の考え方にに基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。



○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

